

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号

相続税過少申告加算税の賦課決定処分等取消請求控訴事件の上告受理申立て事件

国側当事者・国（土浦税務署長）

平成20年8月11日却下・確定

決 定 事 項

上告人の上告受理申立ては、民事訴訟法318条5項（上告受理の申立て）、313条（控訴の規定の準用）、285条（控訴期間）所定の申立期間経過後に申し立てられた不適法なものであって、その不備を補正することができないとして、上告人の上告受理申立てが却下された事例

決 定 要 旨

省略

（第一審・水戸地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年2月27日判決、本資料258号—44・順号10902）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 平成20年7月16日判決、本資料258号—133・順号10991）

決 定

申 立 人	甲
相 手 方	国
同代表者法務大臣	保岡 興治
処分行政庁	土浦税務署長

上記当事者間の平成●●年（〇〇）第●●号相続税過少申告加算税の賦課決定処分等取消請求控訴事件につき、平成20年7月16日当裁判所が言い渡した判決に対する上告受理申立て事件について、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件上告受理申立てを却下する。
- 2 上告受理申立ての費用は、申立人の負担とする。

理 由

【決定】 本件記録によれば、申立人が原判決の送達を受けたのは、平成20年7月17日であるところ、本件上告状兼上告受理申立書が当庁に提出されたのは同年8月1日であることが明らかであるから、本件上告受理申立ては、民事訴訟法318条5項、313条、285条所定の申立期間経過後に申し立てられた不適法なものであって、その不備を補正することができない。

よって、民事訴訟法318条5項、316条1項1号に従い本件上告受理申立てを却下し、上告受理申立ての費用の負担につき同法67条1項、61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成20年8月11日

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 宮崎 公男

裁判官 山本 博

裁判官 森 邦明